

令和8年2月吉日

お客さま各位

筑後信用金庫

## 貸金庫規定の改定について

平素は、筑後信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫は、他行において発生した貸金庫窃取事案および金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正等受け、下記のとおり貸金庫規定を改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の貸金庫規定は、従前よりお取引いただいているお客さまについても適用されますので、あらかじめご了承ください。

今後も、安心・安全な貸金庫の提供に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 改定となる規定

貸金庫規定

#### 2. 改定日

令和8年8月3日（月）

#### 3. 改定内容

##### (1) 主な改定内容

- ① 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加いたします。
- ② 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面（※）で申告していただくことを追加いたします。

※書面については、令和8年2月以降、順次お届け住所へ郵送等させていただきます。  
お手数ですが、お手元に届き次第申告をお願いします。

##### (2) 新旧対照表

改定後の規定の詳細は、別紙「新旧対照表」をご参照ください。

規定改定に伴いお手数をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上

貸金庫規定 新旧対照表

改 定 後	改 定 前
令和8年8月3日現在	令和7年4月1日現在
<p><b>第1条 (格納品の範囲)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <p>① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u></p> <p>② <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p><b>第2条 (利用目的の確認)</b></p> <p>(1) <u>貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫に定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p>(2) <u>貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p><b>第3条 (契約期間等)</b> (略)</p> <p><b>第4条 (使用料)</b> (略)</p> <p><b>第5条 (鍵の保管)</b> (略)</p> <p><b>第6条 (貸金庫の開閉等)</b> (略)</p> <p><b>第7条 (届出事項の変更等)</b> (略)</p> <p><b>第8条 (印章、鍵の喪失時等の取扱い)</b> (略)</p> <p><b>第9条 (印鑑照合等)</b> (略)</p> <p><b>第10条 (損害の負担等)</b> (略)</p> <p><b>第11条 (成年後見人等の届出)</b> (略)</p> <p><b>第12条 (反社会的勢力との取引拒絶)</b> (略)</p> <p>この貸金庫は、<u>第13条 (3) のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条 (3) の一つにでも該当する場合には、当金庫は貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。</u></p> <p><b>第13条 (解約等)</b></p> <p>(1) この契約は、借主の申出により、いつでも解約することができます。</p> <p>この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<u>第8条</u>に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができますものとしてします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前記 (1) と同様の手続をしたうえ、貸金庫を明渡して</p>	<p><b>第1条 (格納品の範囲)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>第2条 (契約期間等)</b> (略)</p> <p><b>第3条 (使用料)</b> (略)</p> <p><b>第4条 (鍵の保管)</b> (略)</p> <p><b>第5条 (貸金庫の開閉等)</b> (略)</p> <p><b>第6条 (届出事項の変更等)</b> (略)</p> <p><b>第7条 (印章、鍵の喪失時等の取扱い)</b> (略)</p> <p><b>第8条 (印鑑照合等)</b> (略)</p> <p><b>第9条 (損害の負担等)</b> (略)</p> <p><b>第10条 (成年後見人等の届出)</b> (略)</p> <p><b>第11条 (反社会的勢力との取引拒絶)</b> (略)</p> <p>この貸金庫は、<u>第12条 (3) のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条 (3) の一つにでも該当する場合には、当金庫は貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。</u></p> <p><b>第12条 (解約等)</b></p> <p>(1) この契約は、借主の申出により、いつでも解約することができます。</p> <p>この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<u>第7条</u>に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとしてします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前記 (1) と同様の手続をしたうえ、貸金庫を明渡して</p>

改 定 後	改 定 前
<p>ください。</p> <p>第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① 借主が使用料を支払わないとき</p> <p>② 借主について相続の開始があったとき</p> <p>③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、または、そのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</p> <p>④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</p> <p>⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p>⑥ <u>借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p>⑦ <u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u></p> <p>⑧ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u></p> <p>⑨ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき</u></p> <p>(3) 前記(2)のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。</p> <p>この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前記(1)と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。</p> <p>なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払下さい。</p> <p>① 借主または代理人が申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便</p>	<p>ください。</p> <p>第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① 借主が使用料を支払わないとき</p> <p>② 借主について相続の開始があったとき</p> <p>③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、または、そのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</p> <p>④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</p> <p>⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p>(3) 前記(2)のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。</p> <p>この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前記(1)と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。</p> <p>なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払下さい。</p> <p>① 借主または代理人が申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便</p>

改 定 後	改 定 前
<p>宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4) 前記(2)または(3)の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条(3)にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは、直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第4条(1)の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) 前記(1)、(2)または(3)の明渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際し公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p>(6) (省 略)</p> <p><b>第14条 (貸金庫の修繕、移転等)</b> (略)</p> <p><b>第15条 (緊急措置)</b> (略)</p> <p><b>第16条 (譲渡、転貸等の禁止)</b> (略)</p> <p><b>第17条 (規定の変更)</b> (略)</p>	<p>宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4) 前記(3)の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条(3)にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは、直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第3条(1)の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) 前記(1)または(3)の明渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際し公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p>(6) (省 略)</p> <p><b>第13条 (貸金庫の修繕、移転等)</b> (略)</p> <p><b>第14条 (緊急措置)</b> (略)</p> <p><b>第15条 (譲渡、転貸等の禁止)</b> (略)</p> <p><b>第16条 (規定の変更)</b> (略)</p>

※変更後の規定は、変更日にホームページへ掲載いたします。

以上